

○迅速かつ積極的な被害の届出の受理及び確実な届出人への書面交付について

〔平成29年8月10日刑企甲達第68号、
生企甲達第80号、地甲達第56号、
交企甲達第59号、公甲達第42号
警察本部長から部課署長あて〕

見出しの件については、対号に基づき、適正に運用しているところであるが、先般、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行されたことなどから、迅速かつ積極的な被害の届出を受理するとともに、確実に届出人に書面交付がなされるよう、各所属にあつては、下記の事項について万全を期されたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 被害の届出の迅速・確実な受理

(1) 受理の原則

被害の届出に対しては、被害者・県民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。また、こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、届出の内容、状況等を書面化し、所属長に報告すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が、別の急訴事案に対処する必要がある場合など直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講じること。

(3) 積極的な受理

被害の届出の対応に当たった警察官は、被害者が被害の届出の意思を有する場合はもとより、被害の届出をしない旨の意思表示をした場合においても、その言質から形式的に判断することなく、真に被害者が望むところを丁寧に聞き取りをして十分にその真意を酌み取り、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合以外は、積極的に被害の届出を受理すること。

また、被害者自らの意思により、被害事実が存在するにもかかわらず、被害僅少や処罰を望まない等の理由で受理に至らなかった場合についても、その場で安易に判断することなく、確実に上司に事案内容を報告し、以後の措置について指示を受けること。

(4) 所属長への報告の徹底

所属長への報告については、犯罪捜査規範第23条第1項において、「警察官は、犯罪に関係があると認められる事項その他捜査上参考となるべき事項を知ったときは、速やかに、上司に報告しなければならない。」と規定されており、事案の対応に当たった警察官は、関係書類を作成の上、確実に所属長までの決裁を受けなければならない。

なお、被害の届出の受理に至らなかった場合においても、事案の対応に当たった警察官及び報告を受けた各級幹部は、被害者が届出をしない理由を明らかにし、捜査報告書により、確実に所属長までの決裁を受けること。

(5) 各級幹部による適正な指揮

各級幹部は、被害の届出を受理した場合及び被害の届出の受理に至らなかった場合のいずれにおいても、事案概要を確実に把握し、所属長の指揮を受け、被害防止の措置、捜査の開始等の必要な措置を執ること。

(6) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する必要があることについて説明し、届け先に係る意向を確認すること。

届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うこと。

(7) 警察署間の情報の共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2 届出人に対する書面交付

(1) 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「石川県警察被害者連絡実施要領の全部改正について（通達）」（平成29年7月19日付け刑企甲達第53号ほか）に定める被害者連絡対象事件を除いたものを対象とする。

(2) 実施方法

被害の届出の受理に当たり、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図る方策としての本書面の交付について説明し、届出人が交付を希望する場合には、別添1の様式に届出の日時、連絡先等を記載した書面を交付する。

3 留意事項

(1) 被害届の受理について

被害届の作成に当たっては、できる限り速やかに作成するなどにより、届出人の負担軽減に配慮すること。

また、被害者の記憶違い等により、後刻被害者が被害届の訂正等の申告をしてくる場合があり得るが、このような場合には、当初の申立てと異なった理由等について、別途追加被害届や捜査報告書、供述調書の作成等により明らかにしておくこと。

なお、交番等で被害届を受理した後で、事件捜査担当部門への引継ぎ前に被害者から訂正等の申出があった場合には、交番等勤務員は、警察署地域課幹部に報告して指揮を受け、対応すること。

(2) 書面交付について

本書面の交付については、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図るためのものであることを説明するなどにより、警察証明の類と誤解を受けることのないよう配慮すること。

4 参考事項

被害者連絡対象事件一覧を別添2として添付する。

届出の 年月日： 年 月 日
時 間：午 前・後 時 分

あなたが届出をした件について、警察に問合せをする場合は

警察署 課 係
(電話番号 - - 内線)

にご連絡ください。

※1 お問合せの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時
等をお伝えください。

※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

----- 切り取り -----

届出の 年月日： 年 月 日
時 間：午 前・後 時 分

あなたが届出をした件について、警察に問合せをする場合は

警察署 課 係
(電話番号 - - 内線)

にご連絡ください。

※1 お問合せの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時
等をお伝えください。

※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

被害者連絡対象事件一覧

1 身体犯

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (14) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (15) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (16) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (17) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

2 重大な交通事故事件

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

(1)・(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

(1)・(2)・(3)のほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件